

中小企業賃上げ支援補助金 (中小企業賃上げ支援補助金【拡充】の実施)

令和5年12月11日議会全員協議会
令和5年度11月追加補正予算関連資料
商工部商業観光課



拡充の提案理由

- 背景1 (業況によるもの) 半導体、自動車など製造業において受注減少により総労働時間が減少
 - 背景2 (市内の大企業進出によるもの) 大手の派遣給与などの上昇により転職者が発生 聞き取り対象 5社程度
- ↓
- 影響 時間外勤務手当の減少、従業員の退職などにより給与支給総額が対前年比で減少
 - ▶補助金の算定基礎額である前年比の給与支給総額(※3) 差額がマイナス ▶中小企業賃上げ支援補助金の補助対象外
- ※人材確保のため賃上げは実施(1.5%以上)している ※営業利益率、売上総利益率は原材料、水光熱費高騰により減少している
- ➡ 補助対象に賃上げ対象給与の上昇額を追加することにより、より多くの事業者支援ができることとなる

(1) 事業概要

物価高騰を背景とした中小企業の人材確保のための「防衛的賃上げ」下支えし、賃上げに足踏みする事業者を後押しするもの。
ねらい=好循環の入口としての支援/きっかけづくり

- 【変更なし】対象事業者
 - ・令和5年4月から令和5年12月までに従業員の一人当たり賃金のベースアップ等(※1)を1.5%以上(※2)にする事業者
 - ・前々期決算と前期決算を比べて営業利益率又は売上総利益率が減少している若しくは前期決算の同率がマイナス
 - ・市内に事業所を置く中小企業(個人事業主、法人、公共法人、公定価格で人件費が価格転嫁されている事業所を除く。本社所在地は不問)
- 【拡充】補助対象経費

改正前	改正後
令和5年4月以降に実施した ○市内従業員の給与支給総額の対前年比上昇額	令和5年4月以降に実施した ①市内従業員の給与支給総額の対前年比上昇額 ②賃上げ対象給与の対前年比上昇額相当額

- 【変更なし】補助上限額 1事業者あたり1,950千円(上限額の考え方 50人規模事業所×78千円×補助率(1/2)を上限とする)
- 【変更なし】補助率 1/2 ▶小売業の従業員規模50人を上限とする

- ※1 ベースアップ等…原則的に基本給(基本賃金)の上昇率とする。定期昇給も含む。
- ※2 1.5%以上…国の所得拡大税制控除基準、ものづくり補助金の加点基準などに準拠
- ※3 給与支給総額…基本給、残業手当、休日手当、職務手当、地域手当、家族手当、住宅手当、賞与などの合計(福利厚生費等は除く)
- ※4 賃上げ対象給与…基本給その他管理職手当、主任手当などの固定給与の合計

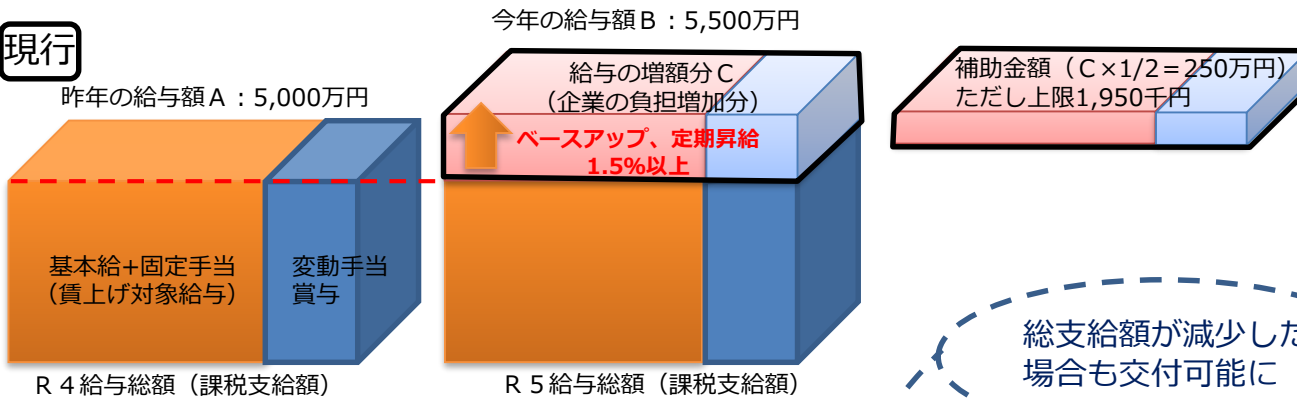
(2) 補正予算額 **4,600千円** (既予算額46,000千円の1割)

(3) スケジュールなど(予定)

- 申請期間 ①【既存】 計画承認申請 令和5年7月3日から令和5年12月28日まで 申請兼請求 令和6年1月31日まで(変更なし)
②【拡充】 計画承認申請 不要 申請兼請求 令和6年3月31日まで
- 提出書類 申請書、誓約書及び賃金台帳ほか必要書類を提出

北上市中小企業賃上げ支援補助金の仕組み（拡充の模式図）

現行



拡充

